

栃木県で採取された野鳥の糞便より 低病原性鳥インフルエンザウイルス検出(2例目)

令和元年 11月 25日に栃木県大田原市において採取された野鳥糞便 1検体から、低病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N3 亜型) が検出されたとの報告がありました。なお、このことについて、野鳥での対応は特にありません。

11月 19日には愛媛県で採取された野鳥の糞便からも低病原性鳥インフルエンザウイルス (H7N7 亜型) が検出されており、2件の検出事例に伴い農林水産省より本病ウイルスの侵入防止対策について都道府県及び関係団体あてに協力依頼がありました。

会員各位におかれましては、鳥インフルエンザの発生防止に向け、**野生動物の侵入防止及び畜舎に出入りする際の手指及び靴の消毒、衣類の交換、農場に出入りする車両の消毒など飼養衛生管理基準の遵守、飼養家さんの異状の早期発見・通報等**について、更なる強化・徹底していただくようお願いいたします。

<農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報>

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

【日鶏協速報】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6番 16号 馬事畜産会館内 (5階)

TEL : (03)3297-5515 FAX : (03)3297-5519 発行日 2019年 12月 4日

編集・発行責任者：北條

